

平成29年3月3日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市屋台選定委員会
委員長 村 上 剛 人

天神地区公募に係る再検討の結果について（答申）

平成29年2月15日に開催した第4回福岡市屋台選定委員会において諮問を受けた「天神地区公募に係る再検討」について、当時選定委員であった天神地区屋台組合元組合長の公募に係る不適切な行為に対する評価を行った上で、その対応を慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1 福岡市屋台公募に係る不適切な行為の評価について

（1）元組合長から添削指導を受けた2名の応募者の取扱い

【結 論】

元組合長から添削指導を受けた2名については、「失格」とすべきである。

【調査事実】

- ・ 2名は、屋台公募に関して、元組合長からの指導を受けたことを認めている。
- ・ 元組合長は、2名に営業計画書（法令遵守事項等部分）について添削や助言を行ったことを認めている。
- ・ 元組合長が営業計画書の一部について作成した「記載例」と両名が作成した営業計画書の該当部分は、内容や表現が同一又は類似の箇所が非常に多い。

《資料1参照》

【事実認定】

- ・ 2名は、本件屋台公募について、選定委員であった元組合長と不正に接触したと認められ、福岡市公募屋台営業候補者募集要項に規定している「選定委員会の委員との接触禁止」に該当している。

（2）副組合長から添削指導を受け合格となった6名の応募者の取扱い

【結 論】

副組合長から添削指導を受けた6名については、「合格」を取り消すべきである。

[調査事実]

① 6名の証言

- ・ 6名のうち、事情聴取に応じた5名は、屋台公募に関し、副組合長からの指導を受けたことを認めているが、元組合長の関与は知らなかったと証言している。(1名は、ヒアリングを受けていないため、確認できていない)

《資料2参照》

② 副組合長の指導

- ・ 元組合長が、「記載例」作成時に選定委員会委員として「職務上知ることができた秘密」は第1回屋台選定委員会配布資料のうち配点表の細目部分等であり限定的である。

《資料3参照》

- ・ 元組合長は、屋台選定委員会の審査部会委員には入っておらず、実際の採点には加わっていない。また、屋台選定委員会の審議において、元組合長の発言等によって採点等を修正したこともなかった。

- ・ 副組合長作成の「記載例」と元組合長作成の「記載例」の内容はほぼ同一である。

《資料4参照》

- ・ 副組合長が指導に使用した「記載例」と6名が作成した営業計画書の該当部分は、個人差があるが、内容や表現が同一又は類似の箇所がある程度見受けられる。

《資料5参照》

③ 選考結果

- ・ 1次審査（書類審査）の6名の結果は、2位、4位、7位、8位、9位、11位である。

- ・ 1次審査（書類審査）の項目のうち、副組合長が作成した「記載例」（30点分）のみの点数で見ると、1位、2位、4位、7位、8位、9位である。

- ・ 副組合長が作成した「記載例」（30点分）における6名の平均点は26.2点であるが、同等の知識・経験を有する他の屋台営業者の応募者の平均点は23.8点であり、その差は2.4点（30点のうち8.0%相当）である。

《資料6参照》

[事実認定]

- ・ 副組合長の「記載例」と類似部分が少ない者も、副組合長の添削後の内容をさらに見直しているなど、6名の得点の結果に、副組合長の「記載例」の効果がなかったとは断言できない。

- ・ 6名が副組合長から指導を受けた30点部分の点数は非常に高く、1点未満の差で順位が入れ替わる今回の審査においては、合否や順位に大きく寄与しており、副組合長の指導によって審査結果への影響がなかったとは言い切れない。

- ・ これらの影響について、組合長が特に知り得た配点表の細目の情報が全く影響していないとは言い切れない。

2 天神地区の公募に係る再検討について

〔結 論〕

「商業地域エリア」(天神地区)について、再選考を行うべきである。ただし、6名以外の既合格者9名の合格は維持する。

〔方 法〕

- ・ 6名の枠をめぐって、合格を取り消すべき6名と「商業地域エリア」で不合格となった応募者（失格者を除く）で競い合う。
- ・ 6名以外の既合格者9名は、再選考への応募を選択制とする。再選考に応募しない場合は、現行の結果どおりとし、応募する場合は、再選考の結果と現行の結果とを選択可とする。
- ・ 再選考は1次審査（筆記試験及び書類審査（既に提出されているものを利用））と2次審査（面接審査（実施していない方限定））によって行う。
- ・ 1次審査においては副組合長から指導を受けた審査項目（法令遵守事項等）30点分を範囲として筆記試験を実施する。その他の項目については、すでに審査済みの成績とする。
- ・ 今後の予定としては、3月中旬を目途に1次審査、3月中旬～下旬を目途に2次審査を実施し、3月下旬までに最終候補者と順位を決定する。
- ・ 6名のうちヒアリングを受けていない1名の方については、選定委員会によるヒアリングを受けることを応募の条件とする。

〔考 え 方〕

- ・ 市民から見て納得できるものであること。
- ・ 「合格した方」「不合格だった方」「今回、合格を取り消される方」の3者に、チャレンジできる機会を提供できる方法を模索した。
- ・ 9名の既合格者の利益を尊重すべき。
- ・ できるだけ速やかに営業候補者を決定し、営業開始に支障が生じないように配慮すべき。

3 その他選定委員会からの意見について

（1）営業開始に向けた事務の円滑な遂行

- ・ 「観光スポットエリア」は当然ながら、今回再選考を行う「商業地域エリア」においても、可能な限り合格者に不利益が及ばないように、営業開始に向けた手続き等を速やかに進めること。
- ・ 合格者からは不適切な行為がないことを宣誓する書面を徴取すること。

（２）情報公開について

- ・ 今回の屋台公募の選考に関する情報の公開範囲，個人の成績開示を拡大し，選考過程の透明化を図り，説明責任を果たしていくこと。

元組合長作成「記載例」との比較表

資料 1

箇所	元組合長が作成した「記載例」	A	B
2② (1)ウ	午後5時以降、屋台の荷物を速やかに降ろし、駐車場に駐車する	17時以降、屋台の荷物を速やかに降ろし、 <u>駐車場へ駐車します。</u>	午後5時以降に速やかに荷物を降ろし、 <u>駐車場に移動する。</u>
(1)エ	午後4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保険する 又、器材等も車に乗せ、保管場所に持ち帰る	4時までに屋台は撤去し駐車場に保管する。 又、器材も車に乗せ、保管場所に持ち帰ります。	午前4時までに屋台は撤去し、駐車場に保管する。 器材等も車に乗せ、保管場所へ持ち帰る。
(1)オ	ビニールシート等を敷き、できるだけ汚さないように営業する 営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産廃業者に回収してもらう 汚水枡に必ずグリストラップを通し廃棄する 油脂分、又は、固形物を含む汚水は、サイパイ業者に回収してもらう	■■■■■ ビニールシート等を敷き、出来るだけ汚さない様に営業します。営業終了後は必ず清掃を行い、出たごみはごみ処理業者に回収 ■■■■■ 汚水マスに必ずグリストラップを通し廃棄します。油脂分又は固形物を含む汚れ■■■■■ ■■■■■回収を依頼し、■■■■■	■■■■■ ■■■■■出来るだけ汚さないようにし、営業終了後は必ず清掃し、ゴミは産廃業者に回収してもらう。 ■■■■■ 汚水枡に必ずグリストラップを通し破棄する。 固形物を含む汚水は、産廃業者に回収してもらう。
(2)ウ	食肉、魚介等をさばく時は、自宅の調理場で行う。 作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する 十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗い、ペーパータオル等で十分に乾燥させる 洗浄剤等で十分な洗浄を行い、熱湯、洗剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる。 温度計を備えた効力のある冷蔵設備、クーラーボックス、冷蔵ネタケース、冷蔵庫	■■■■■ 食肉、魚介等をさばく時は自宅の調理場を使用します。 屋台では行いません。 作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子を着用します。 ■■■■■ 手拭は十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗い、ペーパータオル等で十分に乾燥させ ■■■■■ 調理器具は洗浄剤等で十分洗浄を行い熱湯、消毒剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させます。 ■■■■■ 温度計を備えた効力のある冷蔵設備 クーラーボックス 冷蔵ネタケース 冷蔵庫 ■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ・作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じて帽子、マスクを着用する。 ■■■■■ ■■■■■ ペーパータオルにて乾燥させる。 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■
(3)ア	近隣のコンビニ、商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させてもらう様交渉し確保する。又、使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する。	■■■■■ 使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示します。	・近隣のコンビニ、商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させて頂くよう交渉し、確保する。
(3)イ	お客様の見やすい位置に明示する 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においてはそれぞれの料金を明記する	お客様の見やすい位置に明示し、当日の原材料の価格によって、料金変更いたします。 ■■■■■	・見やすい場所に表示する。 ・当日の原材料の価格によって料金を変更する商品に関しては、当日料金をそれぞれ分かりやすく表示する。
(3)ウ	月極駐車場をかり保管する。	月極駐車場と契約し、保管いたします。	■■■■■
(3)エ	産廃業者に依頼 事業活動に伴って生じた廃棄物として適正に処理する。	■■■■■ 事業活動に伴って生じた廃棄物として適切に処理いたします。	・産廃業者に依頼する。 ■■■■■

箇所	元組合長が作成した「記載例」	A	B																																																																				
(4) ア	お客様から真摯に詳しく内容を聞く。不快な気分を与えたことを謝罪し、保健所へ連絡し指示に従う		・不快を与えたことをお詫びし、保健所へ連絡後、指示に従う。																																																																				
(4) イ	卵類・乳類・穀物類・そば類・魚介類などそれぞれの対応を把握 アナフィラキシーショック等など特に注意して救急に連絡し指示に従う	卵類、乳類、穀物類、そば類、魚介類など	・アナフィラキシーショック等、特に注意する。 発生時は救急に連絡後、指示に従う。																																																																				
(4) ウ	飲酒運転撲滅ポスター等で、車でお越しのお客様には、お酒の提供はできない事を告知する 又、運転代行も利用できることも告知し、必要であれば紹介する 飲酒運転を行うお客様がいた場合はケイサツに連絡する	お客様が飲酒運転をしようとした場合は速やかに警察に連絡いたします。																																																																					
(4) エ	トラブルの気配を感じたら話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になるので、事をおさめる様お願いする。聞いてもらえない場合は、退店してもらう。場合によっては、警察に連絡する。	トラブルの気配を感じたら、話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になりますのでおさめていただく様お願いします。 場合によっては警察に連絡いたします。																																																																					
(4) オ	・消火器を設置する。 ・火災発生時には、まずお客様を避難させる。初期消火を行うと共に救急に連絡。自分の身に危険を感じた時は、自分も避難し、救急の到着を待つ。	消火器を設置いたします。 火災発生時にはまずお客様の避難誘導します。初期消火を行うとともに救急に連絡します。自分の身に危険を感じた時は自分も非難し、救急の到着を待ちます。																																																																					
(4) カ	<table><tr><th></th><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="5">資金使途</td><td>屋台修繕費</td><td>500</td></tr><tr><td>初年度道路占用代</td><td>600</td></tr><tr><td>29年4～12月原材料費代</td><td>900</td></tr><tr><td>予備費</td><td>1000</td></tr><tr><td>計</td><td>3000 千円</td></tr><tr><td rowspan="3">資金調達</td><td>借入金</td><td>0</td></tr><tr><td>自己資金</td><td>3000</td></tr><tr><td>その他()</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>3000 千円</td></tr></table>		項目	金額	資金使途	屋台修繕費	500	初年度道路占用代	600	29年4～12月原材料費代	900	予備費	1000	計	3000 千円	資金調達	借入金	0	自己資金	3000	その他()		計		3000 千円	<table><tr><th></th><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="5">資金使途</td><td>屋台修繕費</td><td>500</td></tr><tr><td>初年度道路使用占用</td><td>600</td></tr><tr><td>29年4～6月材料費</td><td>900</td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr><tr><td>借入金</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">資金調達</td><td>自己資金</td><td>3,000</td></tr><tr><td>その他()</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr></table>		項目	金額	資金使途	屋台修繕費	500	初年度道路使用占用	600	29年4～6月材料費	900	計		借入金		資金調達	自己資金	3,000	その他()		計		<table><tr><th></th><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="5">資金使途</td><td>屋台修繕費</td><td></td></tr><tr><td>初年度道路占用駐車代</td><td></td></tr><tr><td>29年4月から12月原材料費代</td><td></td></tr><tr><td>予備費</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">資金調達</td><td>借入金</td><td></td></tr><tr><td>自己資金</td><td>3000</td></tr><tr><td>その他(4月～12月売上代金の一部)</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr></table>		項目	金額	資金使途	屋台修繕費		初年度道路占用駐車代		29年4月から12月原材料費代		予備費		計		資金調達	借入金		自己資金	3000	その他(4月～12月売上代金の一部)		計	
	項目	金額																																																																					
資金使途	屋台修繕費	500																																																																					
	初年度道路占用代	600																																																																					
	29年4～12月原材料費代	900																																																																					
	予備費	1000																																																																					
	計	3000 千円																																																																					
資金調達	借入金	0																																																																					
	自己資金	3000																																																																					
	その他()																																																																						
計		3000 千円																																																																					
	項目	金額																																																																					
資金使途	屋台修繕費	500																																																																					
	初年度道路使用占用	600																																																																					
	29年4～6月材料費	900																																																																					
	計																																																																						
	借入金																																																																						
資金調達	自己資金	3,000																																																																					
	その他()																																																																						
	計																																																																						
	項目	金額																																																																					
資金使途	屋台修繕費																																																																						
	初年度道路占用駐車代																																																																						
	29年4月から12月原材料費代																																																																						
	予備費																																																																						
	計																																																																						
資金調達	借入金																																																																						
	自己資金	3000																																																																					
	その他(4月～12月売上代金の一部)																																																																						
計																																																																							
③ (1)	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない 屋台営業を行う場所の地域住民の生活状況に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない	屋台を利用するお客様に対し安全・安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに魅力のある屋台営業に努めます。 屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めます。	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、屋台の魅力を高めるよう、努めなければならない。 屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮すると共に、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない。																																																																				

選定委員会による天神地区の屋台営業者団体組合員のヒアリング調査の結果について

助言者	ヒアリング概要
元組合長	・「記載例」は、まず、一応募者の立場で、どういうものなのか経験するために作成したものである。いわゆる「模範解答」ではない。「記載例」は応募書類に添付されていた資料等を基に作成した。 ・指導したのは2名。2名には聞かれたことに関して口頭で答えた。確認後、2名が書いたものを再度確認して書き直させた部分もある。 ・最初は選定委員なので、難しいと拒否していた。しかし泣きつかれたような形で、どうしてもということで、指導してしまった。 ・組合の事務員には、わからないことがあれば副組合長に聞くように指示した。 ・「記載例」は副組合長に渡した。こんな感じではないか、という軽い気持ちだった。
副組合長	・組合長からは自分でも回答をつくっておくようにということで、回答をつくった。組合長からも(組合長作成の)「記載例」を渡された。自分で作成したものと変わらないと思った。 ・軽い気持ちで書類を預かり、見てから赤を入れて返した。みな同じやり方。 ・確認したのは法令の部分のみで、動機や地域への貢献の部分等への助言は一切していない。

No.	助言者	副組合長からの添削指導					組合長の関与について	
		有無	時期	方法	経緯・指導内容等 ※委員抜粋による要旨。詳細については選定委員会で説明。	主な変更箇所	有無	内容
1	副組合長	有	計画書作成後	添削	・書類は預け、次の日に返してもらった。1, 2か所赤が入っていた。全然問題ないよくできた資料だと言われ、安心した。 ・書類を返された後、公衆衛生の部分の「帽子とマスク」は入れた方がよいのではとチェックが入っていた部分は、それは気づかなかったと思い、修正した。	衛生面 (帽子、マスクの着用)	無	全く知らなかった。
2	副組合長	有	計画書作成後	添削	・組合の事務員から、副組合長が書類を持ってこいと言っていると言われた。何日までに持ってきたら見ると言われ、通常、組合に書類を提出する感覚で提出した。チェックしてもらうという意識はなく、出してと言われたから出した。 ・副組合長から「お前は受かる」とだけ言われ、漢字の間違いだけ指導された。 ・書類に納得がいかず、また、内容が他の応募者に知られたら嫌なので、さらに自分で書き直した。	なし	無	全く知らなかった。
3	副組合長	有	計画書作成後	添削	・作成したら副組合長に見せるように言われ、記載した内容が他の応募者に漏れてしまうのではないかと心配、ためらいはあったが、自分の文章力に不安があり、周囲に相談できる人物もいなかったため、一応提出した。 ・漢字の修正や、アナフィラキシーショック、コンビニのトイレを利用させてもらう点について添削を受けた。 ・よく覚えていないが、アナフィラキシーショックについては添削通りに修正したと思う。トイレについてはもともと、自分でも同じような内容を書いていたが、よりわかりやすくするため、添削に従った部分があると思う。	衛生面、危機管理 (流水洗浄、アナフィラキシーショック等)	無	全く知らなかった。
4	副組合長	有	計画書作成後	添削	・近所の屋台から、副組合長が見てくれるらしいということを聞いて、見てもらえるのならばと思い、自分で作成した書類を渡した。 ・2日後くらいに戻ってきて、衛生や危機管理の部分しか見ていないというような言い方だったが、赤ペンで言葉を付け足されていた。 ・アレルギーの部分について、赤ペンで修正されていた。衛生の箇所については、結構赤ペンが入っていたと思うが、魅力などの部分については、自分で調べてどこかからそのまま持ってきた表現だと思う。	衛生面、危機管理 (消毒後の乾燥、客の苦手なものの確認)	無	全く知らなかった。
5	副組合長	有	計画書作成後	添削	・自分で書類を作成した後、副組合長に直接手渡したところ、翌日に戻ってきて「結構書けとるよ」と言われ、「お客さん」を「お客様」に修正するよう添削があった。自分でも修正した方がいいと考え、修正した。 ・講習会には参加しており、そこでもらった資料などを利用して書類を作成した。条例や規則から抜き出しただけのところもある。	表現の修正 (お客さん→お客様)	無	全く知らなかった。

※副組合長からの添削指導を受けた7名のうち2名についてはヒアリングに応じていない。

※元組合長(委員)からの添削指導を受けた2名についてはヒアリングに応じていない。

審査項目・配点表

項 目	主な内容	配 点
①関係法令遵守に向けた取り組み		50
安全快適な公共空間の確保 (道路・公園占用関係)	・設営，撤去の時間を守るための対策 ・運搬車両を路上に放置しないための対策（駐車場所の確保等） ・屋台の規格や，営業許可範囲の遵守 ・汚水を側溝等に廃棄（営業場所の汚損）しないための対策	15
良好な公衆衛生の確保 (食品衛生関係)	・適正な取扱食品（生ものの提供禁止） ・適正な厨房設備計画（手洗い設備，廃棄物容器の設置方法，調理スペースの確保等） ・食品を衛生的に保管するための対策 ・廃棄物容器の備付けの有無	15
その他の遵守事項	・利用者のトイレの確保や案内方法等の対策 ・料金の明示方法（ぼったくり対策） ・屋台の保管場所 ・ごみ処理方法	10
危機管理	・食中毒予防，対応 ・飲酒運転防止の取り組み ・客同士のけんか等のトラブル発生時の対処法 ・計画の具現性（収支計画，資金計画）	10
②屋台の魅力，質の向上のための創意工夫		20
市民や地域住民，観光客に 親しまれる屋台	・営業場所周辺の生活環境への配慮 ・外国人を含む全ての利用者へのおもてなし	10
観光資源として福岡市を広 報する取り組み	・屋台文化の継承についての考え ・屋台の新たな魅力創出についての方策	10
③福岡のまちの魅力向上に向けた取り組み		5
まちの魅力	・まちのにぎわい創出，魅力向上に対する意欲や工夫	5
④地域貢献に向けた取り組み		10
地域貢献	・地域貢献に向けた取り組み (例：地域イベントや清掃)	10
⑤総合評価		15
総合評価	・総合的な優位性（意欲，技能等）	15
合計		100

元組合長・副組合長「記載例」の類似性比較

資料4

P	記号	設問項目	元組合長記載例	副組合長記載例	結果
3	ウ	営業時間中に営業者や従事者の車両を違法駐車しないための工夫	午後5時以コウ、屋台の荷物を速みやかにおろし、駐車場に駐車する	午後5時以降に屋台の荷物を速みやかに降ろし、駐車場へ移動する	ほぼ一致
	エ	営業時間終了後、屋台、器材及び車両等を放置しないための工夫	午後4時迄に、屋台はテッキヨし、駐車場に保管する	午後4時迄に、屋台は撤去し、駐車場に保管する	完全一致
			又、機材等も車に乗せ保管場所に持ち帰る	又、機材等は車に載せ保管場所(自宅)に持ち帰る	ほぼ一致
	オ	営業場所及びその周辺をゴミや汚水で汚さないための工夫	(ごみ)ビニールシート等をしき、できるだけ汚さない様に営業する	(ごみ)ビニールシートやベニヤ板を敷き、できるだけ汚さない様に営業する	ほぼ一致
			営業終了後は必ず清掃を行い、でたゴミはサンパイ業者に回収してもらう	営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産発業者に回収してもらう	
			(汚水)汚水マスに必ずグリストラップを通しハイキする	(汚水)汚水は必ずグリストラップを通し、汚水マスに廃棄する	ほぼ一致
			油脂分又は固形物を含む汚水はサンパイ業者に回収してもらう	油脂分又は固形物を含む汚水は産廃業者に回収してもらう	完全一致
	4	営業前の仕込み(食肉・魚介等の下処理)をする場所や手順	食肉、魚介をさばく時は、自宅の調理場で行う	食肉、魚介をさばく時は、自宅の調理場で行う	完全一致
屋台で行ってはならない					
作業は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する			作業は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する	完全一致	
ウ		手指や調理器具の洗浄方法	手指 十分な流水で、洗浄剤、消毒剤等で洗いペーパータオル等で十分に乾燥させる	手指は十分な流水で、洗浄剤、消毒剤等で洗浄しペーパータオル等で十分に乾燥させる	ほぼ一致
			調理器具 洗浄剤等で十分洗浄を行い、熱湯、消毒剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる	調理器具: 洗浄剤等で十分洗浄を行い、熱湯、消毒剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる	完全一致
5		食材等の保管場所や取扱い	温度計を備えた効力のある冷蔵設備	温度計を備えた効力のある冷蔵設備	完全一致
			クーラーボックス	クーラーボックス	完全一致
			冷蔵ネタケース	冷蔵ネタケース	完全一致
			冷蔵庫	冷蔵庫	完全一致
	ア	近隣に便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法や案内の方法	近隣のコンビニや商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させてもらう交渉し確保する	近隣のコンビニや商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを交渉して使用させてもらう	ほぼ一致
			使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する。	使用できるトイレの場所をお客様の見易位置に明示する	完全一致
	イ	客に料金や店のシステムを分かりやすく明示することの必要性や工夫	お客様の見安い位置に明示する。	メニューをお客様の見易い位置に明示する。	ほぼ一致
			当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においては、それぞれの料金を明記	当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においては、それぞれの料金を明記	完全一致

P	記号	設問項目	元組合長記載例	副組合長記載例	結果
	ウ	営業時間外の屋台の保管場所	月極駐車場をかり保管する	月極の駐車場を借り <u>営業時間外はそこへ</u> 保管する	
			適切な場所に保管する事	—	
	エ	屋台営業に係るごみの処理方法	サンパイ業者にイライ	産廃業者と契約し、	ほぼ一致
			事業活動に伴って生じた廃キ物として適正に処理する	事業活動に伴って生じた廃キ物として適正に処理してもらう	完全一致
6	ア	食中毒発生時の対応	お客様から真シにクワシク内容を聞く、不快な気分を与えた事をシャザイし保健所へ連絡し指示に従う	お客様から真摯に詳しく内容を聞き、不快な気分を与えた事をシャザイして、保健所へ連絡し、指示に従う	完全一致
	イ	食物アレルギー対策の内容及び発生時の対応	卵類、乳類、穀物類、そば類、魚介類などそれぞれの対応を把握する	卵類、乳類、穀物類、そば類、魚介類などそれぞれの対応を把握する	完全一致
			※アナフィラキシーショック等などに注意して、救急に連絡し指示に従う	※アナフィラキシーショック等などに注意して、救急に連絡し指示に従う	完全一致
	ウ	客に飲酒運転をおこさせないための取り組み	飲酒運転ボクメツポスター等で、車でおこしのお客様にはお酒の提供はできない事を告知する	飲酒運転撲滅ポスター等で、お車でお越しのお客様には、お酒の提供はできない事を告知する	完全一致
			又、運転代行も利用できることも告知し、必要であれば紹介する	又、運転代行も利用できる事を伝え、必要であれば紹介する	ほぼ一致
			飲酒運転を行うお客様がいた場合は、ケイサツに連絡する	飲酒運転を行うお客様がいた場合は、警察に連絡する	完全一致
	エ	客同士のけんか等トラブル発生時の対処法	トラブルの気配を感じたら、話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になるので、事をおさめる様お願いする	トラブルの気配を感じたら、話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になるので、事を収める様お願いする	ほぼ一致
			聞いてもらえない場合は退店してもらう	聞いてもらえない場合は退店してもらう	完全一致
			場合によっては警察に連絡する	場合によっては警察に連絡する	完全一致
	オ	火災の予防及び発生時の対応	消火器を設置する	消火器を設置する	完全一致
			火災発生時には、まず、お客様を非難させる	火災発生時には、まず、お客様を避難させる	完全一致
			初期消火を行うと共に、救急に連絡	初期消火を行うと共に、消防に連絡	ほぼ一致
			自分の身にキケンを感じた時は、自分も非難し救急のトウチャクを待つ	自分の身に危険を感じた時は、自分も避難し消防の到着を待つ	ほぼ一致
7	カ	収支計画	記載有り		
		資金計画	記載有り		
8	(1)	公共の場で営業することについてどのように考えますか	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない	完全一致
			屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに地域の清掃活動に参加する等地域へ貢献に努めなければならない	屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮すると共に地域の清掃活動に参加する等地域へ貢献に努めなければならない	完全一致

元組合長・副組合長作成「記載例」との比較表

箇所	元組合長が作成した「記載例」	副組合長が作成した「記載例」	C	D	E	F	G	H	I
2② (1)ウ	午後5時以降、屋台の荷物を速やかに降ろし、駐車場に駐車する	午後5時以降、屋台の荷物を速やかに降ろし、駐車場に駐車する		・午後5時以降に荷物を速やかに降ろし、直前車庫は駐車場へ移動。		※午後5時以降に屋台の荷物を速やかに降ろし、直前車庫は駐車場へ移動する	午後5時以降に屋台の荷物を速やかに降ろし、直前車庫は駐車場へ移動する		
(1)エ	午後4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保管する又、器材等も車に乗せ、保管場所に持ち帰る	午後4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保管する又、器材等は車に載せ、保管場所（自宅）に持ち帰る				※午前4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保管する器材等は車に載せ自宅に持ち帰る	午前4時迄に屋台は撤去し、駐車場へ保管します。		午前4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保管する。器材等は車に載せ自宅に持ち帰る。
(1)オ	ビニールシート等を敷き、できるだけ汚さないように営業する 営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産廃業者に回収してもらう 汚水枳に必ずグリストラップを通し廃棄する 油脂分、又は、固形物を含む汚水は、サンバイ業者に回収してもらう	ビニールシートやベニヤ板を敷き、できるだけ汚さない様に営業する 営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産廃業者に回収してもらう 汚水は必ずグリストラップを通し、汚水マスに廃棄する 油脂分、又は、固形物を含む汚水は産廃業者に回収してもらう	汚水は必ずグリストラップを通して汚水枳に廃棄する。			・営業終了後は、清掃する。営業終了後は必ず産廃業者に回収してもらう。	・ビニールシートやベニヤ板を敷き、できるだけ汚さない様に営業します。		汚水は必ずグリストラップを通して汚水マスに廃棄する。
(2)ウ	食肉、魚介等をさばく時は、自宅の調理場で行う。作業中は衛生的な作業を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する 十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗い、ペーパータオル等で十分に乾燥させる 洗浄剤等で十分な洗浄を行い、熱湯、洗剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる。 温度計を備えた効力のある冷蔵設備、クーラーボックス、冷蔵ネタケース、冷蔵庫	食肉、魚介等をさばく時は、自宅の調理場で行う。作業は衛生的な作業を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する 手指：十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗浄し、ペーパータオル等で十分に乾燥させる 調理器具：洗浄剤で十分洗浄を行い、熱湯、消毒剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる 温度計を備えた効力のある冷蔵設備、クーラーボックス、冷蔵ネタケース、冷蔵庫	・衛生的な作業を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する。 ・手指：十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗浄し、ペーパータオル等で十分に乾燥させる。 ・調理器具は、洗浄剤で洗浄を行い、熱湯消毒等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる。	・近隣のコンビニや商業ビル等のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のコンビニや商業ビル等のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のコンビニや商業ビル等のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のビルや施設のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のビルや施設のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のビルや施設のトイレを交渉して使用させて頂く。
(3)ア	近隣のコンビニ、商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させて頂く。又、使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する。	近隣のコンビニや商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させて頂く。使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する	・近隣のコンビニや商業ビル等のトイレを交渉して使用させて頂く。		・近隣のコンビニや商業ビル等のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のビルや施設のトイレを交渉して使用させて頂く。	・近隣のビルや施設のトイレを交渉して使用させて頂く。		・近隣のビルや施設のトイレを交渉して使用させて頂く。
(3)イ	お客様の見やすい位置に明示する 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においてはそれぞれの料金を明記する	メニューをお客様の見やすい位置に明示する 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においてはそれぞれの料金を明記する							
(3)ウ	月極駐車場をかり保管する。	月極駐車場を借り、営業時間外はそこへ保管する							
(3)エ	産廃業者に依頼 事業活動に伴って生じた廃棄物として適正に処理する。	産廃業者と契約し、事業活動に伴って生じた廃棄物は適正に処理してもらう				・産廃業者と契約し、事業活動に伴って生じた廃棄物は適正に処理してもらう。			

箇所	元組合長が作成した「記載例」	副組合長が作成した「記載例」	C	D	E	F	G	H	I
(4) ア	お客様から真摯に詳しく内容を聞く。不快な気分を与えたことを謝罪し、保健所へ連絡し指示に従う	お客様から真摯に詳しく内容を聞き、不快な気分を与えた事を謝罪し、保健所へ連絡し、指示に従う	お客様から真摯に詳しく内容を聞きます。 不快な気分を与えたことを謝罪します。 保健所へ連絡し、指示に従います。 不快な気分を与えたことを謝罪保健所へ連絡し、指示に従う。		お客様から真摯に詳しく内容をお聞きし、不快な気分を与えた事を謝罪する。	お客様から真摯に詳しく内容をお聞きし、不快な気分を与えた事を謝罪する。 保健所へ連絡し指示に従う。	お客様から詳しく内容を聞き、不快な気分を与えたことを真摯に謝罪後、	お客様から真摯に詳しく内容を聞いて不快な気分を与えた事を謝罪して保健所へ連絡し指示に従います。	
(4) イ	卵類・乳類・穀物類・そば類・魚介類などそれぞれの対応を把握 アナフィラキシーショックなど特に注意して救急に連絡し指示に従う	卵類・乳類・穀物類・そば類・魚介類などそれぞれの対応を把握する ※アナフィラキシーショックなど特に注意して救急に連絡し指示に従う		アナフィラキシーショックなど特に注意して救急に連絡し、指示に従う。 アナフィラキシーショック等、特に注意します。	アナフィラキシーショックなど特に注意して救急に連絡し、指示に従う。	アナフィラキシーショックなど特に注意する。	アナフィラキシーショックなど特に注意し、	卵類・乳類・穀物類、そば類・魚介類、 対応を把握する。 アナフィラキシーショックなどは特に注意して救急に連絡し指示に従う。	
(4) ウ	飲酒運転撲滅ポスター等で、車でお越しのお客様には、お酒の提供はできない事を告知する 又、運転代行も利用できることも告知し、必要であれば紹介する 飲酒運転を行うお客様がいた場合はケイサツに連絡する	飲酒運転撲滅ポスター等で、車でお越しのお客様には、お酒の提供はできない事を告知する 又、運転代行も利用できる事を伝え、必要であれば紹介する 飲酒運転を行うお客様がいた場合は警察に連絡する	飲酒運転を行うお客様が居た場合は、警察に連絡する。	飲酒運転を行うお客様がいた場合は、警察に連絡します。	場合によっては警察に連絡する。	飲酒運転を行うお客様が居た場合は警察に連絡する。	飲酒運転されるお客様がいた場合には警察に連絡します。		飲酒運転を行うお客様がいた場合は警察に連絡する。
(4) エ	トラブルの気配を感じたら話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になるので、事をおさめる様お願いする。聞いてもらえない場合は、退店してもらう。場合によっては、警察に連絡する。	トラブルの気配を感じたら、話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になるので、事を収める様お願いする。聞いてもらえない場合は退店してもらう 場合によっては、警察に連絡する	トラブルの気配を感じたら話を聞く。 聞いてもらえない場合は、丁寧に退店してもらう。場合によっては警察に連絡する。		場合によっては警察に連絡する。	トラブルの気配を感じたら話を聞き、他のお客様の迷惑になるのを事と収める様お願いとする。 聞いてもらえない場合は退店してもらう。	場合によっては警察に連絡も致します。		
(4) オ	・消火器を設置する。 ・火災発生時には、まずお客様を避難させる。初期消火を行うと共に救急に連絡。自分の身に危険を感じた時は、自分も避難し、救急の到着を待つ。	・消火器を設置する。 ・火災発生時には、まずお客様を避難させ、初期消火を行うと共に救急に連絡 自分の身に危険を感じた時は、自分も避難し、救急の到着を待つ		消火器を設置します。	消火器を設置する。	消火器を設置			
③ (1)	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない 屋台営業を行う場所の地域住民の生活状況に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない 屋台営業を行う場所の地域住民の生活状況に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない	お客様の安全と安心を第一に考え、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない。 屋台営業を行う場所の地域住民の生活状況に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない。		屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない。	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない。		屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない。	屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない。

副組合長記載例箇所(「関係法令遵守」など)の平均点

●平均点等(30点満点中)

全体(53名)	21.9
一次合格者(20名)	24.6
最終合格者(15名)	25.0
副組合長から添削指導を受けた7名	26.2
元組合長から添削指導を受けた2名	25.0
今回の事案と無関係の合格者9名	23.7

※添削指導を受けていない屋台営業者 23.8